

浦安市トリムバレーボール協会加盟規則

(主 旨)

第1条 この規則は、本協会会則の定めるもののほか、浦安市トリムバレーボール協会（以下「協会」という）の加盟団体等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体の要件)

第2条 加盟団体等は、本協会会則第3条の目的に賛同し、市内で活動するアマチュアスポーツ団体等でなければならない。

(加盟の方法)

第3条 本協会に加盟しようとする団体は、その代表者より次に掲げる事項を記載した加盟申請書を協会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

また、承認された団体は、市民が自由に加入参加できるよう積極的に努めなければならない。

- ① 団体名、及び代表者の住所氏名
- ② 登録会員の氏名
- ③ 評議員の氏名

2. 本協会に加盟しようとする個人は、加盟申請書を協会会長に提出し、第6条に規定する会費を納入しなければならない。

(会 費)

第4条 加盟を承認された団体は第6条に規定する会費を納入しなければならない。

(権 利)

第5条 加盟団体等は、本協会の主催、主管、共催または後援する行事及び本協会の認める行事に登録会員を参加させることができる。

2. 加盟団体は評議員会に評議員1名出席させることができる。

第6条 加盟団体並びに登録会員は、本協会の会則、関係諸規則及び本協会の決定に従わなければならない。

2. 加盟団体は、評議員会に評議員を出席させなければならない。

3. 新たに加盟を認められた団体及び個人は、下記の金額の加盟登録費をすみやかに本協会に納入しなければならない。

加盟登録費は登録会員1名につき500円とする。

4. 加盟団体は、第3条の規定に基づいて届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく本協会会長あてに届け出なければならない。

5. 加盟団体は、毎年3月末に翌年度の会員名簿を提出し、また、加盟登録費を納入しなければならない。

(退会手続)

第7条 加盟団体等が退会しようとするときは、退会届を提出し退会することができる。

(会費等の返還)

第8条 一旦収めた会費は、いかなる理由でも返還しない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の議決による。

改定 平成20年 4月19日

改定 平成28年 4月 9日